

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 4月 5日
照会部署名 大分年金事務所適用調査課
照会担当者 適用調査課長 小畠邦裕
連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小畠

(案件)

(受付番号) No. 2010-488	新規適用届の適用年月日について
------------------------	-----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

【適用業務処理マニュアルI-1-4 新規適用届】
新規適用年月日については、強制適用事業所の場合、当該事業所の適用事業所たる事実を確認した日として取り扱うこととなっていますが、事実が確認できた場合はどのくらいの期間遅及することが可能でしょうか。なお、具体的な事例としては、未適用事業所にて勤務していた従業員が私傷病により休業したが、同社が未適用であり傷病手当金が受給できなかつたため適用の遅延を代理人の弁護士を通じて求めてきたものです。また、事業所と従業員の間で労働事件が発生しており、事業所側も代理人として弁護士を立てており、双方の弁護士より適用遅延期間の法的な根拠を求められる可能性があります。

(回答)

昭和31年06月20日付保険発第102号「標準報酬の隨時改定、被保険者資格取得時期の決定及び未適用事業所の適用時期の決定について」を参考とされたい。
また、健康保険給付にも影響することから、全国健康保険協会支部とも相談されたい。

回答日 平成22年 5月 7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 山上
(軽微なものについてはグループ長)